

労働時間とは

Q 労働時間について教えてください。

A まず、労働時間には法定労働時間と所定労働時間とあります。

法定労働時間とは、労働基準法で1日8時間・1週40時間（休憩時間は除く）と定められていますので、それを超えて労働させてはいけません。

ただし、特例対象事業として業務の繁閑が激しく労働時間が長くなりそうな常時10人未満の小規模サービス事業（商業等）は、1日8時間・1週44時間という例外措置が設けられていますが、満18歳未満には適用されません。

所定労働時間とは、各事業所等で決めた労働時間のことです。法定労働時間と同じ時間数でも構いませんが、超えて設定することは出来ません。

もちろん、法定労働時間を超えた時間から、時間外労働となり使用者に割増賃金の支払い義務が生じます。

そして、労働時間とは単に使用者の指揮命令下で作業をしている時間だけではなく、作業準備や待機している時間も含まれます。

次の①～④は全て労働時間に含まれ特に労使トラブルになりやすい事例になっています。

- ① 休憩時間に来客・電話当番として待機している時間
- ② 参加が義務付けられている就業時間外のミーティングや朝礼・準備体操
- ③ 黙示の命令による超過労働時間
- ④ 制服や作業服の着用が義務付けられている場合の着替え時間。

使用者は労働契約を締結する際に、賃金・労働時間・その他の労働条件を決めて労働者に明示しなければなりません。

東京食品労務管理センターでは就業規則等の作成・届出も行っておりますのでお気軽にご相談ください。